

平成28年11月11日
中部経済産業局

簡易ガス事業の指定旧供給地点の指定(中部経済産業局所管分) に係るパブリックコメントの追加分の受付を開始しました

本日、中部経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第28条第5項の規定に基づく簡易ガス事業に対する指定旧供給地点の指定について、パブリックコメントの追加分の受付を開始しました。

今後は、国民の皆様から寄せられたご意見や電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、指定に係る要否の判断を行ってまいります。

簡易ガス事業の指定旧供給地点の指定について

- 今回の簡易ガス事業に対する指定旧供給地点の指定は、平成29年4月1日に予定されているガス小売全面自由化の実施に向けて行われるものです。
 - 改正法附則第28条第5項においては、適正な競争関係が確保されていないことなどにより、ガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる場合、簡易ガス事業者に対しガス小売全面自由化後も経過措置としての小売料金規制等を課す対象を指定（指定旧供給地点の指定）することができる旨が定められています。
- ※前回（10月28日）の当該パブリックコメントにおいては、「＜参考資料＞事業者（団地）一覧」にて【精査中の事業者（団地）リスト】を除くとして、簡易ガス事業者103事業者・616団地を対象としておりましたが、今回のパブリックコメントの追加分の受付については、前回【精査中の事業者（団地）リスト】としてパブリックコメントの対象としていなかった簡易ガス事業者13事業者・41団地を対象とするものです。
- ※前回（10月28日）の「簡易ガス事業の指定旧供給地点の指定（中部経済産業局所管分）に係るパブリックコメントの受付を開始しました」

URL: http://www.chubu.meti.go.jp/d71gasuji/sistem/data/shitei-kani_press20161028.html

意見提出方法は、電子政府の総合窓口(e-Gov)を参照

URL: <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595216060&Mode=0>

<参考資料>

- 簡易ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定・解除基準について
- 一部精査中としていた事業者（団地）一覧

(お問い合わせ先)

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 ガス事業室長 岸
担当：小林 電話：052-951-2820(直通)

簡易ガス事業者の経過措置料金規制に係る指定・解除基準について

- 小売全面自由化後においても、需要家保護の観点から、他のガス小売事業者や、LPガス、オール電化などといった他の財との適正な競争関係が認められない場合においては、簡易ガス事業者に対して経過的に小売料金規制（大臣の認可制）を課すこととしている（いわゆる経過措置料金規制）。
- このため、こうした考え方を踏まえた指定基準・指定解除基準については、以下のとおりであり、実際に指定や指定解除を行うに当たっては、これらの指標を満たしているかどうかに加え、適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由がないかどうかもしっかりと確認しながら、総合的に判断していく。

<指定基準>

<STEP 1>

簡易ガス事業者のシェア（注1）が50%超であるか否か

YES

NO

指定しない

<STEP 2>

簡易ガス事業者による需要家獲得件数×1/2
> 当該簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

※直近3年間の合計ベース。

YES

NO

指定しない

指定する

<指定解除基準>

以下のいずれかに該当するか否か

① 旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

② 旧簡易ガス事業者による需要家獲得件数×1/2 ≤ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者・他燃料事業者による需要家獲得件数（注2）

※直近3年間の合計ベース。

③ 小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 ≤ 自由料金メニューの需要家

YES

解除する

NO

解除しない

（注1） 簡易ガス事業者のシェアとは、当該供給地点群における調定件数÷（許可地点数－空き地・空き家の数）。
なお、集合住宅型の簡易ガス事業は経過措置料金規制の対象から除かれる。

（注2） 他のガス小売事業者による需要家獲得件数が、「≤」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

(参考) 「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例

- 「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例は以下のとおり。

<指定基準①>

簡易ガス事業者のシェアが50%超

<解除基準①>

旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らのシェアを50%以下とすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示したり、他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、自らのシェアが50%以下となるように恣意的に操作していた場合。

<指定基準②>

簡易ガス事業者による需要家獲得件数 $\times 1 / 2 >$ 当該簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料事業者による需要家獲得件数

<解除基準②>

旧簡易ガス事業者による需要家獲得件数 $\times 1 / 2 \leq$ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他のガス小売事業者及び他燃料事業者による需要家獲得件数

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 自らの需要家獲得件数を恣意的に少なくすることを企図して、その従業員に営業活動の縮小を指示していた場合。
- 他のガス小売事業者や他燃料事業者との協調的な行動を行うことなどにより、離脱件数等を恣意的に増加させていた場合。
- その供給地点数（空き地・空き家を除いたもの）に比して、スイッチ等の総数（右辺の件数と左辺の件数の和）が著しく少ない場合（3年3%以下）。

(注) 第30回ガスシステム改革小委員会においては、本基準の例外として、「スイッチ等の総数が著しく少ない場合においても…適正な競争関係が確保されていることを旧一般ガス事業者が合理的に説明できた場合には、経過措置料金規制が解除されることもあり得る。」と整理したところであるが、基準の明確性の観点から、例えば次のような定量的な値をもって競争関係を説明できる場合に限って例外を認める。

- ・スイッチ等の総数に加えて、他燃料事業者から見積りを提案されるなど具体的な営業活動を受けている自社需要家に対して、継続して都市ガスを利用するように対抗営業を行った結果どうにか離脱には到らなかった件数を加えた値が年1%を超える場合（獲得についても同様）。
- ・たまたま直近の新築着工件数が少なかつたためスイッチ等の総数が年1%以下となるものの、それ以前の新築着工件数が比較的多く、当該期間までデータ採取期間を延ばしてスイッチ等の総数を計算した値が年1%を超える場合。

(参考)「適正な競争関係が確保されているとは評価し難い他の事由」の具体例

<解除基準③>

小売料金が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューの需要家 \leq 自由料金メニューの需要家

(適正な競争関係が確保されていると評価できない場合の例)

- 経過措置料金メニューと実質的に同じ自由料金メニューを設定し、その需要家を恣意的に当該自由料金メニューに移行させていた場合。
- 経過措置料金メニューによって供給を受けざるを得ない需要家が存在する場合。(経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家にとって、より魅力的な(付加価値のある)自由料金メニューが存在しない場合。)

(参考)

小売全面自由化スケジュール

【ガス】

② 託送供給約款の
事前認可申請の期限

④ 経過措置料金規制が課
される事業者の指定

⑥ 小売全面自由化の開始

① 託送供給約款の
策定不要の承認

③ ガス小売の事前登録申請
に係る受付開始

⑤ 最終保障供給約款の
届出の期限

6月下旬

7/29

8/1

11月～12月

12/28 (注)

4/1

平成28年

平成29年

(注) 電気事業と異なり、ガス事業においては、多数の一般ガス事業者から託送供給料金の事前認可申請がなされる予定ではあるものの、新規参入者の予見可能性を高める観点から、可能な限り、平成28年中に審査を終了させることを目指す。

【電力】

① 託送供給等約款の事前
認可申請の期限

③ 託送供給等約款の審査終了→
託送供給等約款の認可

⑤ 小売全面自由化の開始

② 小売電気事業の事前登録
申請に係る受付開始

④ 離島供給約款及び最終保障供
給約款の届出の期限

7/31

8/3

～12月末

12/28

4/1

平成27年

平成28年

一部精査中としていた事業者(団地)一覧

通し 番号	事業者名	団地名	類型 (1.住宅団地型、 2.集合住宅型、 3.混合型)	結果	STEP1の基準 (簡易ガス事業者のシェア >50%)に該当するか		STEP2の基準 (簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2>他燃料採用件数/簡易ガス事業者のシェア)に該当するか(注)				備考		
							簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
1	犬山ガスサービス株式会社	善師野台	1	指定する	○	57.0%	×	0.0	5.6	0	≧	9.824561404	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
2	イワタニ三重株式会社	三交おおぎ園	1	指定する	○	70.9%	×	0.8	2.2	0.8	≧	3.10311284	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.1%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
3	イワタニ三重株式会社	サニータウンながしま	3	指定する	○	54.1%	×	2.4	6.0	2.4	≧	11.08241291	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.9%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
4	イワタニ三重株式会社	サニープラザながしま	1	指定する	○	59.7%	×	0.8	5.2	0.8	≧	8.714873035	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
5	イワタニ三重株式会社	泉ヶ丘団地	1	指定する	○	64.9%	×	5.2	11.0	5.2	≧	16.96014017	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.3%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
6	イワタニ三重株式会社	白山台団地	1	指定する	○	57.9%	×	5.0	4.8	5	≧	8.288348701	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.4%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
7	上野ガス株式会社	サントウ山東山団地	3	指定する	○	73.9%	×	1.0	0.8	1	≧	1.083076923	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.0%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
8	大垣ガス株式会社	浜里団地	1	指定する	○	63.6%	×	0.0	0.2	0	≧	0.314285714	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.3%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
9	大垣ガス株式会社	島町団地	3	指定する	○	61.3%	×	0.8	1.0	0.8	≧	1.631067961	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.1%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
10	大垣ガス株式会社	二の宮団地	3	指定する	○	50.2%	×	1.6	3.0	1.6	≧	5.977722772	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.9%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
11	大垣ガス株式会社	大野本庄団地	1	指定する	○	56.6%	×	0.0	2.4	0	≧	4.240963855	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.7%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
12	大垣ガス株式会社	荒尾梅ヶ丘団地	1	指定する	○	68.9%	×	0.0	0.2	0	≧	0.290429043	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
13	ガステックサービス株式会社	今井団地	1	指定する	○	54.9%	×	0.8	1.0	0.8	≧	1.820512821	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
14	カニエJAPAN株式会社	名神南蟹江団地	1	指定する	○	86.8%	×	0.0	1.0	0	≧	1.152542373	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.7%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
15	カニエJAPAN株式会社	名探美和団地	1	指定する	○	62.7%	×	0.0	0.6	0	≧	0.957198444	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.7%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
16	カニエJAPAN株式会社	名探領内団地	1	指定する	○	58.1%	×	0.0	1.0	0	≧	1.721789883	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.6%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。

通し 番号	事業者名	団地名	類型 (1.住宅団地型、 2.集合住宅型、 3.混合型)	結果	STEP1の基準 (簡易ガス事業者のシェア >50%)に該当するか		STEP2の基準 (簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2>他燃料採用件数/簡易ガス事業者のシェア)に該当するか(注)					備考	
							簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
17	カニエJAPAN株式会社	名探七反田団地	1	指定する	○	53.3%	×	1.6	1.2	1.6	≧	2.25	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.8%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
18	カニエJAPAN株式会社	名探東城団地	1	指定する	○	60.7%	×	1.6	1.8	1.6	≧	2.966759003	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.4%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
19	カニエJAPAN株式会社	名探七宝団地	1	指定する	○	60.6%	×	1.6	1.2	1.6	≧	1.980178394	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.8%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
20	カニエJAPAN株式会社	名探佐織団地	1	指定する	○	69.5%	×	0.0	0.8	0	≧	1.151750973	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
21	カニエJAPAN株式会社	西保団地	1	指定する	○	70.9%	×	0.8	1.0	0.8	≧	1.410550459	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
22	カニエJAPAN株式会社	名探大和団地	1	指定する	○	62.5%	×	0.0	0.8	0	≧	1.280334728	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(0.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
23	カニエJAPAN株式会社	豊里ネオポリス	1	指定する	○	55.5%	×	13.0	35.6	13	≧	64.16617599	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
24	カニエJAPAN株式会社	シーサイドタウン河芸	3	指定する	○	54.8%	×	0.0	5.2	0	≧	9.487373737	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.8%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
25	カニエJAPAN株式会社	四日市けやき台団地	3	指定する	○	60.9%	×	0.0	3.6	0	≧	5.915831663	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
26	カニエJAPAN株式会社	多治見バナタウン	1	指定する	○	55.4%	×	0.0	1.6	0	≧	2.889632107	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.5%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
27	岐阜県JABビジネスサポート株式会社	市之倉ニュータウン	1	指定する	○	56.7%	×	0.0	5.0	0	≧	8.816837315	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.6%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
28	岐阜県JABビジネスサポート株式会社	多治見ホワイトタウン(P)	3	指定する	○	63.1%	×	4.8	61.8	4.8	≧	97.8980103	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.9%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
29	田原液化瓦斯協同組合	蔵王南ヶ丘団地	1	指定する	○	70.4%	×	0.0	4.0	0	≧	5.68	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.8%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
30	田原液化瓦斯協同組合	木綿畑団地	1	指定しない	○	55.7%	×	0.0	5.0	0	≧	8.976660682	適正な競争関係が確保されているとは認められない 他の事由は存在しない。
31	田原液化瓦斯協同組合	ほると台団地	1	指定する	○	66.7%	×	0.0	3.0	0	≧	4.5	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.1%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
32	藤岡石油株式会社	ベル藤岡	1	指定する	○	72.4%	×	0.0	1.0	0	≧	1.380952381	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.1%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
33	有限会社マエダガス	天摩団地	3	指定する	○	91.5%	×	0.0	2.0	0	≧	2.186915888	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.7%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。

通し 番号	事業者名	団地名	類型 (1.住宅団地型、 2.集合住宅型、 3.混合型)	結果	STEP1の基準 (簡易ガス事業者のシェア >50%)に該当するか		STEP2の基準 (簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2>他燃料採用件数/簡易ガス事業者のシェア)に該当するか(注)					備考	
							簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果				
34	有限会社マエダガス	みどり団地	1	指定する	○	97.8%	×	0.0	2.0	0	≧	2.045977011	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
35	松屋株式会社	姫団地	1	指定する	○	79.1%	×	0.0	3.0	0	≧	3.79245283	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
36	株式会社マルエイ	斎宮苑	1	指定する	○	62.7%	×	0.0	4.4	0	≧	7.020537125	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.2%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
37	株式会社マルエイ	レインボー石薬師	1	指定する	○	65.8%	×	0.0	2.4	0	≧	3.64664311	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.4%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
38	めぐみの農業協同組合	美濃さくらヶ丘団地	1	指定する	○	53.9%	×	0.8	2.4	0.8	≧	4.45659164	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.4%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
39	めぐみの農業協同組合	今渡台団地	1	指定する	○	53.1%	×	0.0	1.2	0	≧	2.258064516	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.1%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
40	めぐみの農業協同組合	西田団地	1	指定する	○	50.1%	×	0.0	6.8	0	≧	13.56222222	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(1.9%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。
41	めぐみの農業協同組合	緑ヶ丘団地	1	指定する	○	53.6%	×	3.6	22.4	3.6	≧	41.82389937	供給地点数に比して、簡易ガス供給採用件数と他燃料採用件数の総数が著しく少ない(2.7%)ことから、適正な競争が確保されているとは認められない。

(注)簡易ガス事業については、簡易ガス供給採用件数ないし他燃料採用件数が「0」のケースが多いため、処分基準の評価式と等価の式に変形して判断する。また、簡易ガス供給採用件数及び他燃料採用件数が「0」である場合、形式的には左辺>右辺の式を満たさないが、STEP2の基準の趣旨に鑑み、左辺・右辺共に「0」の場合はSTEP2の基準に該当するものとみなす。